

医療費控除の特例がはじまります！

平成29年分の確定申告から、医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）がはじまります。

医療費控除の特例は、健康の維持増進及び疾病の予防のため、一定の取組（注1）を行う個人が受けることができ、1年間に支払ったスイッチOTC薬（注2）の購入費用（10万円まで）から12,000円を引いた額について、その年にかかる税金の軽減を受けることができます。
 ※適用年分は平成29年分から平成33年分となります。

※従来の医療費控除との併用はできません。

（注1）一定の取組とは

- 医療費控除の特例を受けるには、次のいずれかの取組をしている必要があります。
- ・ 特定健康診査（メタボ健診）
 - ・ 予防接種
 - ・ 定期健康診断（事業主健診）
 - ・ 健康診査（人間ドック等で、医療保険者が行うもの）
 - ・ がん検診

（注2）スイッチOTC薬とは

要指導医薬品（医師の診断及び処方により使用される医薬品）及び一般用医薬品のうち、医療用医薬品か

ら薬局などで店頭販売できる市販薬に転換（スイッチ）されたものをいいます。詳しい品例などにつきましては、厚生労働省ホームページ（http://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku_hitsuite/bunya/0000124853.html）をご覧ください。



医療費控除の特例の申告に必要な書類

- ・ 1年間分のスイッチOTC薬購入費用のレシートまたは領収書
 - ・ 一定の取組を証明する書類
- ※一定の取組を証明する書類とは、予防接種の領収書や検診等の結果通知書などのことをいいます。ただし、証明する書類には、①受診者氏名、②取組を行った年、③事業を行った保険者、事業者若しくは市町村の名称又は診察を行った医療機関の名称若しくは医師の氏名の記載が必要です。

問い合わせ
 税務課 ☎0620

コンビニで所得・課税証明書が取得できます

コンビニのマルチコピー機で所得・課税証明書を取得することができます。なお、サービスの利用には証明が必要な方本人の個人番号カードが必要です。

主な対応店舗

セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、サークルKサンクス

発行手数料

一通につき200円（減免不可）

利用可能時間

6時30分～23時（土・日・祝日も利用可）

発行に関する留意事項

- ◇ 5月31日までの留意事項
 - ・ 平成28年度（平成27年分）のみ発行可能
 - ・ 平成28年1月1日に半田市に住民票があること
 - ・ 発行時点で半田市に住民票があること
 - ・ 非課税証明書は発行不可
 - ◇ 6月1日以降の留意事項
 - ・ 平成29年度（平成28年分）のみ発行可能
 - ・ 平成29年1月1日に半田市に住民票があること
 - ・ 発行時点で半田市に住民票があること
 - ・ 非課税証明書は発行不可
- ※個人番号カードの交付には、日数を要しますので、余裕をもって交付手続きをしてください。

問い合わせ 税務課 ☎0620

保健センターからのお知らせ ☎84-0646

【4月の各種相談】 ※保健センターの駐車場が混雑している場合は、半田病院駐車場または、市役所駐車場をご利用ください。

こころの保健室 (場所:保健センター)	相談(予約制) 1人40分程度	【臨床心理士】 7日(金)	10時～12時	「疲れやすい」「気持ちが沈みがち」など、こころがすっきりしない時に利用してください。ご家族の相談もできます。
	※電話・訪問でも対応可 (訪問は保健師のみ)	【保健師】 12日(水) 19日(水)	13時30分～	
	ストレスチェック(予約不要)	26日(水)	14時～15時30分	唾液であなたのストレス度を測定できます。